

第3節 防衛装備移転三原則

1 これまでの経緯

わが国は、これまで武器などの輸出については、武器輸出三原則等によって慎重に対処してきた。他方、BMDに関する日米共同開発などにかかる国内企業の参画などについては、内閣官房長官談話の発出などにより、武器輸出三原則等によらないこととする措置を個別にとってきた。

こうした中、11（平成23）年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話が公表された。これは、防衛装備品などの海外への移転につ

いて、①平和貢献・国際協力にともなう案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理を前提として、武器輸出三原則等の例外化措置を講じたものである。ここで言う厳格な管理とは、わが国政府と相手国政府との間で締結される国際約束において、目的外使用や第三国移転に関するわが国への事前同意を義務付けるものである。

参照▶資料62（武器輸出三原則等）

2 防衛装備移転三原則の策定趣旨

一方、F-35の製造などにかかる国際的な後方支援システムへの国内企業の参画を図ろうとした際、また、13（平成25）年12月、国連などの要請に基づき、南スーダンPKO（国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS））において活動中の陸自部隊が保有する弾薬1万発を国連に提供した際は、同基準を適用することができなかったため、内閣官房長官談話を発出して武器輸出三原則等によらないとする措置をとることとなった。

13（同25）年12月に定められた「国家安全保障戦略」において、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用などによる平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品などの共同開発・生産などに参画することが求められている状況などを踏まえ、防衛装備品の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとされた。

これに基づき、政府は14（同26）年4月1日、「防衛

装備移転三原則¹」を閣議決定するとともに、その運用指針についても国家安全保障会議で決定した。これらは、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割に十分配慮したうえで、これまで積み重ねてきた例外化の経緯を踏まえ、これを包括的に整理し、防衛装備の移転にかかる具体的な基準や手続き、歯止めを今まで以上に明確化し、内外に透明性をもった形で明らかにするものである。

防衛省・自衛隊としては、防衛装備移転三原則のもとで、これまで以上に平和貢献・国際協力に寄与していくとともに、同盟国たる米国およびそれ以外の諸国との防衛装備・技術協力をより積極的に進めていくことを通じ、地域の平和と安定を維持し、わが国を守り抜くための必要な諸施策を、より一層積極的に推進していく。

参照▶資料63（防衛装備移転三原則）

1 「防衛装備移転三原則」の名称は、たとえば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

3 防衛装備移転三原則の内容

① 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

移転を禁止する場合を①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合および③紛争当事国（武力

攻撃が発生し、国際の平和および安全を維持または回復するため、国連安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合とに明確化した。

【参照】図表Ⅳ-1-3-1（第一原則「移転を禁止する場合」の具体的事例）

図表Ⅳ-1-3-1 第一原則「移転を禁止する場合」の具体的事例

場合	具体的事例
①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合	わが国が締結国である科学兵器禁止条約(CWC)、生物兵器禁止条約(BWC)、対人地雷禁止条約、クラスター弾に関する条約、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の改正議定書Ⅱおよび議定書Ⅳにおいて、それぞれの条約の規定に従ってそれぞれの条約が対象とする武器の「移譲」の禁止が規定されており、それらの義務に違反する場合。
②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合	現在、国連安保理の決議に基づいて武器などの移転が禁止されている国には、北朝鮮、イラン、イラク、ソマリア、コンゴ民主共和国、スーダン、コートジボワール、レバノン、エリトリア、リビア、中央アフリカがある。 ・北朝鮮のケースでは、安保理決議第1718号(06(平成18)年)において、戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルもしくはミサイル・システム、それらの予備部品を含む関連物資の禁輸が決定され、その後、安保理決議第1874号(09(同21)年)において、小型武器とその関連物資を除く全ての武器が禁輸の対象に含められた。 ・イランのケースでは、安保理決議第1929号(10(同22)年)において、戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルもしくはミサイル・システム、それらの予備部品を含む関連物資の禁輸が決定された。
③紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和および安全を維持または回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)への移転となる場合	○現時点において、「武力攻撃が発生し、国際の平和および安全を維持または回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国」は基本的には存在しない。(朝鮮戦争に関する国連安保理決議第82、83、84号に基づき編成されたいわゆる「朝鮮国連軍」が韓国に駐留しているが、休戦協定が存在している。) ○これまでの例としては、朝鮮戦争における北朝鮮(安保理決議第82号(50(昭和25)年6月25日)、同第83号(50(同25)年6月27日))、同第84号(50(同25)年7月7日)および湾岸戦争におけるイラク(安保理決議第660号(90(平成2)年8月6日)、同第661号(90(同2)年8月6日)、同第678号(90(同2)年11月29日))があげられる。

② 移転を認め得る場合の限定ならびに厳格審査および情報公開（第二原則）

移転を認め得る場合を①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合および②わが国の安全保障に資する場合などに限定した。また、移転先の適切性や安全保障上の懸念などを個別に厳格に審査するとともに、審査基準や手続

きなどについても、明確化・透明化を図り、国家安全保障会議での審議を含め、政府全体として厳格な審査体制を構築することとした。

【参照】図表Ⅳ-1-3-2（第二原則「移転を認め得る場合の限定」の具体的事例）

図表IV-1-3-2 第二原則「移転を認め得る場合の限定」の具体的事例

場合	具体的事例
①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合	<p>平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移転先が外国政府である場合 ○移転先が国際連合もしくはその関連機関または国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
②わが国の安全保障に資する場合	<p>わが国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(わが国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転 ○米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品または役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転 ・米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供 ・米国からのライセンス生産品にかかる部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供 ・わが国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視および掃海にかかる協力に関する防衛装備の海外移転 ○自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊など」という。)の活動(自衛隊などの活動に関する外国政府または民間団体などの活動を含む。以下同じ。)または邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊などの活動にかかる、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送および技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。) ・公人警護または公人の自己保存のための装備品の輸出 ・危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出

3 目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保(第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定するとして、具体的には、原則として目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管

理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

防衛省では、これまで諸外国との防衛装備・技術協力を進めてきたところであるが、今後は新たな原則のもとでより一層の透明性を確保するとともに、相手国および防衛産業の予見可能性を高めつつ、わが国の防衛に重要な防衛技術はしっかりと保全したうえで、関係省庁とも連携しながら責任ある防衛装備の移転の管理を行っていくとともに、これまで以上に平和貢献・国際協力に寄与していく。